

議案第49号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年3月19日

三朝町長 吉田秀光

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和28年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 町長の事務部局の職員 <u>85人</u> （2）～（4） 略 （5） 公営企業の職員 <u>16人</u> ア 略 イ 国民宿舎事業の職員 <u>10人</u> 2 略	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 町長の事務部局の職員 <u>90人</u> （2）～（4） 略 （5） 公営企業の職員 <u>21人</u> ア 略 イ 国民宿舎事業の職員 <u>15人</u> 2 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。